

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を果たすために関係法令等を遵守し、経営の透明性及び公正性を確保するための経営チェック機能を有効に機能させることによって、企業価値を高めることを重要な課題と位置付けております。

この基本的な考えに基づき、取締役会の経営意思決定機能及び経営監督機能を強化するとともに、監査役会による、取締役の職務執行の厳正な監査を行う監視機能・牽制機能の強化・整備を進め、適切な情報の適時開示を図ることで、透明性の高い経営管理体制が構築できるものと思っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当社の株主構成における機関投資家及び海外投資家の株主数、持株比率は高くないため、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知書の英訳等は現在行っておりません。今後、株主構成の大幅な変化等により必要性が生じれば対応を検討いたします。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、経営環境の変化に適応し、持続的な成長を実現するためには、経営陣をはじめ管理職層に多様な人材の確保が必要であるとの認識のもと、女性、中途採用者及び外国人等につきましても、その能力を公正に評価し、適正を見極めるなか、管理職への登用を積極的に進めております。しかしながら、その具体的な目標設定や実施状況の開示については、今後の課題として検討して参ります。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1)経営理念、行動規範を作成し、経営理念は、当社ウェブサイトの「代表者挨拶」の中に記載しております。また、当社は、中期経営計画は策定してはおりませんが、単年度計画につきましては、決算短信で開示しております。
- (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、コーポレートガバナンス報告書に記載しております。
- (3)取締役、監査役の報酬につきましては、「コーポレートガバナンス報告書 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営に係る事項 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。
- (4)取締役候補者につきましては、職務実績、識見、能力等を総合的に勘案して選定しております。監査役候補者につきましては、専門性と知見・識見を重視し、監査役会の同意を得て選定しております。また、独立社外役員候補者につきましては、企業経営や法律等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、また独立役員として、一般株主の利益保護の観点から積極的に意見を表明することができる者を選定しております。
- (5)取締役・監査役の選解任理由は株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3-1 英語での情報の開示・提供】

当社の株主における海外投資家の比率は、1%程度と低く、現時点では、英語による情報の開示・提供は行っておりません。今後、株主構成の大幅な変化等により必要性が生じれば対応を検討いたします。

【補充原則3-1 情報開示の充実】

当社取締役会は、当社の稼ぐ力を持続し、強化していくうえで、サステナビリティに係る課題への対応は、重要なリスク管理の一部であると認識し、特に環境汚染事故防止、廃棄物削減、熱エネルギー消費量の削減等に取組んでおり、今後、こうした取組みを継続するとともに、SDGsの一環として、取組み内容の充実に努めます。

また、サステナビリティを含む非財務情報についても、投資家にとって有益なものとなるよう可能な限り情報の提供に努めます。

【補充原則4-1 中期経営計画のコミットメント】

当社は現在、単年度の業績見通しは決算短信にて開示しております。業績に対する中長期の社内目標は掲げておりますが、経営計画として開示は行っておりません。なお、年度の事業計画に対する未達事項については原因等を分析し、対策を次期以降の計画に反映しております。

【補充原則4-1 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

最高経営責任者等の後継者につきましては、取締役個々の人格、識見、経営管理能力等を吟味して、候補者を選定しております。後継者計画といった具体的な手続きプランは定めておりませんが、最高経営責任者等を選定する取締役会は、その選任の根拠や妥当性について活発な審議と共有ができる規模であることから、透明性の確保はできていると考えております。

【補充原則4-2 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定】

経営陣の報酬につきましては、各年度の企業業績及び各取締役の職務遂行状況を踏まえて、取締役会決議に基づき委任された代表取締役が当社の支給基準に基づき決定しております。

定例報酬のみの報酬体系ですが、報酬額に業績を反映させておりますので、業績連動的要素は加味していると考えております。

なお、業績連動報酬や株式報酬の導入については、今後も継続的に検討して参ります。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の社外取締役は1名ですが、毎月開催される取締役会に出席し、弁護士としての専門的見地から有益な提言・助言を頂いており、独立役員である社外取締役としての責務を十分果たしております。更に、監査役3名中社外監査役2名で構成する監査役会により十分な経営の監視及び監督が行われているものですが、当社を取り巻く環境等を勘案し、今後、社外取締役の増員を検討して参ります。

【補充原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役は1名ですが、監査役3名中2名は社外監査役、うち1名は独立社外監査役であります。独立社外取締役の選定に際しては、取締役会で一般株主の利益保護などの役割を担うことができる人物であるか、十分に検討しております。また、就任時に、独立役員の立場、役割を自覚し、取締役会等でそれを発揮することで、一般株主の利益保護を図っております。

今後、コーポレートガバナンスの更なる強化に向け、社外取締役の増員を検討して参ります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準を策定しておりませんが、当社の独立社外取締役は、会社法が定める社外取締役要件ならびに東京証券取引所が定める独立性基準に則るとともに、企業経営やコンプライアンス等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、また独立役員として、一般株主の利益保護の観点から積極的に意見を表明することができる人物を選定しております。

【補充原則4 - 10 指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言】

当社の独立社外取締役は1名で、取締役員数の過半数には達していませんが、専門領域における豊富な経験や知識を活かし、また一般株主保護の観点から、指名・報酬、他重要事項の検討、審議を行う取締役会において、適宜、関与・助言を行っております。また合わせて取締役会では独立社外監査役からの助言も得ていることから、取締役会の機能は果たしているものと考えております。従いまして現時点では取締役会の下に独立した諮問委員会は設置していません。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は食品メーカーとしての事業内容に適合するよう各分野に精通した社内取締役を配置しており、社外取締役に付きましても、多様性の観点から企業法務、コンプライアンス等の専門分野に精通した女性取締役を1名選任しております。また監査役会には財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を配置しており、会計監査人および当社の経理・財務部門との連携を密にすることで、十分な監査が行える体制を構築しており、ガバナンスの実質的な充実という点では会社にとって有効であると考えております。

取締役会は社外取締役および監査役からの意見表明等を受け、機能の向上に努めております。

【補充原則4 - 11 取締役会のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社の各業務分野に精通した社内取締役6名及び企業法務、コンプライアンス等に係る豊富な経験と知見を有する社外取締役1名並びに監査役3名(内社外監査役2名)で構成しており、取締役会全体としての知識・経験・能力を幅広く俯瞰するよう多様な専門知識や経験等をもつ取締役、監査役で構成しております。

なお、今後の取締役の選任にあたっては、よりコーポレートガバナンスの充実に資する体制とするため必要な見直しや開示を行って参ります。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は現在、取締役会の実効性の分析・評価は行っておりませんが、今後は、企業価値の向上を図ることを目的として、毎年、各取締役の自己評価に基づき取締役会全体の実効性について分析・評価を行うとともに、その結果の概要を適時適切に開示する方向性で検討を進めて参ります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、売上高、売上総利益、営業利益、自己資本当期純利益率(ROE)等の目標値を設定しており、その実現のための営業活動、生産活動、設備投資等について計画しておりますが、それらを公表することについては今後の検討課題と考えております。

【補充原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、経営環境が著しく変化するなか、業容の拡大、収益力の強化等を図るため、経営戦略や経営計画を策定し社内でも共有しております。計画には経営資源の適正配分による、事業内容や提供サービス等の見直しについて織り込んでいますが、その内容の公表までは検討していません。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は取締役会において、保有している株式について、当該会社との商取引に係る保有の意義と保有に伴う便益が資本コストに見合っているか等諸般の事情を勘案し、保有に係る合理性をもって、継続保有と売却の要否を毎年判断しております。その上で、保有意義が不十分である、あるいは、資本政策に合致しない政策保有株式については縮減を進めます。

なお、保有の合理性を検証する方法及び保有状況等は有価証券報告書にて開示しています。

また、保有上場株式の議決権行使については、当該会社の経営状況を注視するものの、当社事業運営に対する影響等を踏まえ、基本的には当該会社の経営方針を尊重いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、会社法及び取締役会規程に基づき関連当事者間の取引を監視しています。

当社は、関連当事者(役員や主要株主等)との取引については法令及び取締役会規程に基づき、取締役会付議事項としており、当該取引が当社及び株主共同の利害を害することのないよう、体制を整備しております。

全ての取締役及び監査役に対して、毎朝、当社グループとの取引の有無について確認するアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないことから、年金資産運用に係るアセットオーナーは存在いたしません。

【補充原則4 - 1 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示】

当社の取締役会は、定款及び法令において定めるものの他、取締役会にて決議する事項を「取締役会規則」に定めています。取締役会権限に帰属する以外の決裁事項については、「決裁権限明細」にて、決裁権限者を明確に定めております。特に代表取締役が議長となり、常勤役員で構

成する常務会において、取締役会への付議事項や業務執行に関する多くの事項を審議・決裁しています。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役・監査役は、当社の職務に集中して経営手腕を発揮できるよう、取締役・監査役の兼任は当社での職務に支障のない適正な範囲に留めております。

兼任状況については毎年、株主総会招集通知および有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、内部昇格による取締役就任時には、取締役として遵守すべき法的な義務、責任及び担当分野における各種法令等の専門的情報を提供し、外部セミナー、親会社での役員研修へ参加させることにより、経営に携わるにおいて必要な知識や能力を向上させることに努めております。

また、社外取締役・監査役・社外監査役に対しては、当社が所属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略・組織等について、担当取締役から個別に説明の機会を設ける等のオリエンテーションを行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

(基本的な考え方)

当社は、株主からの対話の申し込みに対しては、株主との建設的な対話を通じて、株主の当社への理解を促進し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資することができるよう、適切に対応してまいります。

(担当責任者および担当部門)

当社は、株主からの対話の申し込みに対しては、管理本部長が対応することとしており、また、株主の対話の目的等を確認したうえで、必要に応じて、その他の経営陣幹部が面談に臨むこととしております。

(株主との対話における社内連携体制)

当社は、株主との対話に際し、管理本部経営企画部門が社内との関係部署との情報共有を行い、確実に連携して対応するとともに、株主との対話を通じて把握したご意見を適時適切に経営陣幹部および取締役に報告し、課題解決に努めております。

(インサイダー情報の漏洩防止)

当社は、インサイダー情報の管理については、社内規定である内部者取引管理規程の定めに基づき、情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニッポン	1,890,914	50.85
株式会社西日本シティ銀行	173,100	4.65
JA三井リース九州株式会社	169,328	4.55
甘木共栄会	147,122	3.95
西日本ユウコー商事株式会社	141,900	3.81
松井証券株式会社	117,300	3.15
三井物産株式会社	109,800	2.95
河井 英夫	63,400	1.70
株式会社サナス	51,681	1.38
オーケー食品工業従業員持株会	37,818	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社ニッポン (上場:東京) (コード) 2001

補足説明 更新

当社は、親会社である株式会社ニッポンを中心とした企業集団(ニッポングループ)の食品事業に属しており、同社は、18,909個の議決権(当議決権個数の51.33%(2022年3月31日現在))を所有しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 スタンダード

決算期

3月

業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引等につきましては、当社と関連を有しない一般取引先と同様に市場価格を参考の上、その都度交渉し、価格を決定しており、少数株主に不利益を与えることがないよう適切に対応しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社等の企業グループに属することによる当社の事業上の制約はなく、当社の責任において独自で経営判断及び事業展開を行っていることから、当社の独立性は確保されていると認識しております。

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
家永 由佳里	弁護士													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
家永 由佳里			家永由佳里氏は、弁護士としての知見・経験を有し、法律及び企業コンプライアンスに精通しており、一般株主の利益にも適切に配慮した監督機能を果たすことができると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の年次監査計画を事前に確認し、計画書を受領しております。また、年度決算に対する会計監査人の監査結果、監査意見及び提言事項の説明を受け、検討しております。会社計算規則131条の会計監査人の職務の遂行に関する事項の説明を受け、確認しております。会計監査の重要なものについて情報を受領するとともに、随時、情報・意見の交換を行うなど、緊密な連携のもと効率的な監査に努めております。

内部統制部は、内部監査の事業所監査の際、監査役からの重点追加調査依頼を実施し、また監査役と被監査部署へ同行する等、監査役監査に積極的に協力することで効率的な監査と内部統制の充実を図っております。内部監査に係る緊急性の高い事項については速やかに監査役へ報告し、情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堤 敬志	他の会社の出身者													
古賀 知行	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堤 敬志		堤敬志氏は、当社の主要な取引先である株式会社西日本シティ銀行において常務取締役を務められ、平成19年6月に退任、同年6月に同行の子会社の代表取締役社長に就任しておりました。平成25年6月に、当社の常勤監査役に就任以降は、当社の常勤監査役以外の兼務はありません。	堤敬志氏は、長年にわたり金融機関の要職を歴任した実績と会社経営に携わられた経験を有しており、これらの豊富な経験と知識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しております。
古賀 知行		古賀知行氏は弁護士であり、当社は同氏に法律事務を委任しております。	古賀知行氏は、当社の顧問弁護士ですが、その報酬における当社の支払報酬の割合は小さく、その他の利害関係を有しておりません。また、同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりますので、一般株主の利益にも適切に配慮した監査と意見表明を行っていただけると判断し、独立役員として指定しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数 2名

その他独立役員に関する事項

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点において、インセンティブ付与は行っており、株主総会で承認された役員報酬の総額内で、業績を踏まえた役員報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当期に取締役及び監査役に対する役員報酬等の総額は以下のとおりであります。(2021年4月～2022年3月)

取締役の報酬等の総額 60,669千円(うち社外取締役 2,400千円)

監査役の報酬等の総額 11,006千円(うち社外監査役 11,006千円)

合計 71,675千円(うち社外役員 13,406千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について以下のとおり決議しております。

基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬で構成するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数を考慮した支給基準に基づき決定するものとする。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬は、基本報酬のみとする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する件

個人別の報酬額の内容の決定については、取締役会決議に基づき委任された代表取締役社長が当社の支給基準に基づき決定する。

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額320百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で定められた金額の範囲内において、監査役会で協議の上、決定しております。監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。

なお、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを、2014年5月14日開催の取締役会で決議し、それに伴う退職慰労金の打ち切り支給について、2014年6月26日開催の第47期定時株主総会において決議しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議題とその内容を書いた招集通知を出しております。取締役会の当日に当社の経営成績や財政状態に関する、月次決算の内容資料を渡しております。取締役会に欠席の場合、月次決算の資料と議題の結果の内容を付して、郵送しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当期(2021年4月1日～2022年3月31日)の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成され、原則として毎月1回開催するほか必要に応じ随時開催しております。取締役会においては、会社の業務執行に関する重要事項を決議するとともに業績報告等を受け、今後の対策について十分な議論をつくして経営上の意思決定を行っております。取締役は、それぞれの所管業務に携わるとともに、業務の執行状況を監督しております。取締役会には、監査役も出席し、必要と認めるときは、意見を述べております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として3カ月に1回以上開催するほか必要があるときは随時開催することになっております。取締役の職務執行について、厳正な監視を行うとともに、常勤監査役は、重要な会議に参加しております。

常務会は、取締役及び常勤監査役で構成しており、原則として毎週1回開催しております。常務会においては、リスク管理やコンプライアンス及び法令遵守に関する事項も含めた各部門の現状報告が行われ、業務執行上の課題について討議のうえ、具体的対策等を決定しております。

当社の監査制度としては、会社法及び金融商品取引法等に定められた外部監査人による監査と当社の内部統制部(人員2名)による社内監査制度があります。

さらに、半期ごとに全役職員及び全管理職者を対象にした「業績報告会」を開き、経営方針を確認し、業績報告を行うとともに、現状の問題点・今

後の課題等を伝達し、意識の向上と共通の認識を持つ機会としております。

当社は、弁護士(2名)及び税理士(1名)と顧問契約を結んでおり、法律上の判断を必要とする場合に適時助言と指導を受けております。

このほかに従業員の働きがいのある労働環境と労働条件を推進・監督する「中央安全衛生委員会」、安全な食品をお客様へ提供するため経営者が食品安全管理システムに深く関わり協議するための「食品安全委員会」などを設置し、牽制機能強化や社内制度改革を図るための内部統制を整備しております。

当社の外部監査人による会計監査については、EY新日本有限責任監査法人と契約しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において社外役員より、社外の視点からの意見を受けることで、企業経営の公正性が確保され、また、豊富な経験と幅広い見識に基づく的確な助言を得ることで適切な意思決定が可能となるものと考えます。

さらに、常勤監査役、内部統制部、会計監査人の三者間の連携により実施される実効的な監査体制により、適法性及び妥当性のある適正な監督ができるものと考え、現状の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第55期定時株主総会を2022年6月23日に開催いたしました。
その他	株主総会の招集通知は、当社ホームページに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「IR情報」に、決算短信、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRにつきましては、経営企画部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、内部統制部(人員2名)による社内監査の実施及び管理部門として、経営企画部、経営管理部を設置し、現業部門(営業部門、生産部門等)へ牽制機能を働かせており、また、営業部門と生産部門では合同会議(生販実務者会議)を適宜実施し、牽制・連携がとれる体制を構築しております。これらの社内業務を遂行するにあたっては、業務分掌及び職務権限規程等に従い、各職位の責任と権限を明確にして職務遂行しております。この業務遂行の実施状況を社長直属の内部統制部が随時監査しております。今後についても、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた内部管理体制強化を図っていく所存であります。

・内部統制システム構築に関する基本方針

1. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令・社会規範・定款・社内規程を遵守することを行動規範とします。また、その徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス体制確立のため教育、指導を実施します。

(2) 「コンプライアンス委員会」の教育、指導に沿って、社員の職務が適切に執行されていることを、内部統制部の業務監査により、監査・確認して行きます。

(3) 上記の活動については、取締役会に報告するものとし、取締役会はコンプライアンス体制の問題点の把握と改善に努めます。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理を全社的に統括する目的で「リスク管理規程」を定め、当社事業から発生する各種リスクを適切に管理するための体制を整備いたします。

(2) 事業遂行に伴い発生する可能性のあるリスクについては、リスク毎に所管部署を定めリスクの顕在化防止に努めます。

(3) 各部署でのリスク点検活動における重要事項については、常務会、取締役会へ報告いたします。

(4) 職場環境の改善及びコンプライアンス違反防止を図る目的で、内部通報制度の一環として「意見箱」を設置しております。意見箱に寄せられ



- た意見及び提案等については、各担当責任者が回答し、常務会に報告されております。
3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。
  4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (1) 取締役会は、取締役・従業員が共有する全社的な目標を決定します。各部門の担当取締役は、部門毎に具体的目標と効率的な達成方法を定め、年度事業計画の策定、見直し及び月次、四半期業績の管理を行い、目標阻害要因の分析・改善を図ります。
    - (2) 取締役会の下に常勤取締役、常勤監査役等で構成される常務会を設置し、原則、週1回開催しております。常務会では、取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行っております。
  5. 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
    - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループの財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項並びに職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実を知った時、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときには、遅滞なく当社監査役へ報告いたします。
    - (2) 当社監査役が当社取締役会及び常務会に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録及び重要書類については監査役へ回覧しております。また、監査役は必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
    - (3) 監査役へ上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底いたします。
  6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社取締役は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行います。
    - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社「リスク管理規程」において、子会社も当社のリスク管理体制の適用対象としており、子会社管理の所管部門は、子会社が事業遂行に伴う各種リスクを把握、評価し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督いたします。
    - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社管理の所管部門は、子会社からの報告等に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行います。
    - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、子会社の取締役を「コンプライアンス委員会」の委員とし、コンプライアンス委員会は、子会社の業務の適正を確保するためにグループ企業活動を横断的に管理・指導いたします。
  7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、監査役会の承認に基づき、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができます。補助すべき使用人が社員で、担当職務と兼任で監査役補助職務を担う場合は、監査役補助職務に関しては監査役の指揮命令に従うものとします。
  8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項  
職務を補助すべき使用人の任命・解雇・配転等の人事異動あるいは賃金・その他報酬等の雇用条件については、監査役会の同意を得た上で取締役会が定めるものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役会の指示の実行性確保に努めます。
  9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - (1) 監査役は監査の実施に当たり、内部統制部及び会計監査人と連携を密にし、監査役が必要と認められた時は、弁護士・公認会計士等の外部アドバイザーを任用することができるものとします。
    - (2) 監査役は、その職務の執行について必要と認められる費用をあらかじめ当社に提示するものとし、当社は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用を経理規程に基づき負担いたします。
  10. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、システムの適正化を恒常的に図り、適正な運用に努めることにより、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性と適正性を確保します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
  1. 当社は社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。
  2. 当社は反社会的勢力から接触を受けた場合には、直ちに警察等しかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
  1. 当社は社会的に責任ある企業として、反社会的勢力またはそれらに關係する企業・個人とは一切の取引を行わないこと、一切の関係をもたないことを役員一同常に意識しております。
  2. 万一問題が生じた場合、顧問弁護士や警察等の専門家に相談の上、適切に対処するようにしております。
  3. 当社文書化の「反社会的勢力対応態勢と要領」「反社会的勢力対応の基本的行動基準」に沿って、周知徹底してまいります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



